



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

上場会社名 株式会社T&K TOKA
代表者 代表取締役社長 増田 至克
(コード番号 4636 東証第一部)
問合せ先責任者
常務取締役管理本部本部長 北條 実
(TEL 03-3963-0511)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議し、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の当社第 75 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事のお知らせ」において、別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」への移行が可能となりました。当社といたしましては、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 22 日開催予定の当社第 75 回定時株主総会において、必要な定款変更等に関するご承認をいただき、「監査等委員会設置会社」へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 当社のグローバル化に伴い、商号の英文表記を変更するものであります。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 29 年 6 月 22 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 29 年 6 月 22 日 (予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社T&K TOKAと称し、英文では、<u>T&K TOKA CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>16名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社T&K TOKAと称し、英文では、<u>T&K TOKA CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (同左)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任の方法)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</u></p> <p><u>2. 法令または本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>3. (略) (新設)</p> <p>(任期) 第20条 当社の取締役の任期は、選任後<u>2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (新設)</p> <p>2. <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新設)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条～第24条 (略) (新設)</p>	<p>3. <u>前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>4. (同左)</p> <p>5. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第20条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (同左)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条～第24条 (同左)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 当社の取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、<u>当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p><u>に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. (略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（<u>取締役であった者を含む。</u>）の損害賠償責任を、<u>法令の限度</u>において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. (同左)</p>
<p>第28条 (略)</p>	<p>第29条 (同左)</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条 当社の監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p>	
<p><u>(補欠監査役の選任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任（以下「予選」という）することができる。</p>	

現行定款	変更案
<p>2. <u>補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。</u></p> <p>3. <u>予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 <u>当社の監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 <u>当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 <u>当社の監査役会に関しては、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 <u>当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	
<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
	<p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
	<p><u>第31条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
	<p><u>第32条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第38条～第39条 (略)</p>	<p>第33条～第34条 (同左)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第40条 会計監査人の報酬等は、取締役会が<u>監査役の同意を得て定める。</u></p>	<p>第35条 会計監査人の報酬等は、取締役会が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第41条 (略)</p>	<p>第36条 (同左)</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第42条～第44条 (略)</p>	<p>第37条～第39条 (同左)</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p>
<p>第45条 <u>当社の剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p>	<p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによ</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="943 197 1401 338"><u>る監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="826 383 1401 450"><u>第2条 前条および本条は、2027年6月22日をもって削除する。</u></p>

以 上